

# 令和3年度政府予算編成 及び施策に関する要望

## 重点事項

令和2年7月2日

全国町村会

令和3年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

## 記

### 1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関する事

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興が完了するまでの国による万全な措置  
「復興・創生期間」後においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、万全な財政措置を講じること。

特に10年間の延長が決まった復興庁については、被災町村の意見を十分に踏まえ、必要な事業が確実に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、復興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。

- (2) 原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

- (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保について、引き続き特別の措置を講じること。特に、コミュニティの再生や区画整理等の復興事業に対して、中長期的な財政支援を講じること。

- (4) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、水害や土砂災害における今後の避難対策については、町村の実情を踏まえ実効性のある施策を講じること。

さらに、近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税(仮称)」の創設による基金の設置や「災害復旧国債(仮称)」の創設等、税財源の確保を検討すること。

- (5) 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員の派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

(6) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

令和2年度で期限切れとなる「緊急防災・減災事業」、「市町村役場機能緊急保全事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、未だ整備途上にあり、これらの事業を確実かつ計画的に推進する必要があるため、その延長と拡充を図ること。

(7) 国土強靱化に関する施策の推進

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、今後も頻発、激甚化が予想される自然災害や感染症への対応を踏まえた対策の必要性など、広範かつ継続的な対策を講じる必要性が一層高まっていることから、恒久化と拡充を図ること。

**2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に関すること**

[1] 地方創生の更なる推進

(1) 町村が進める地方創生の取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

(2) 東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

(3) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

(4) 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

(5) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう支援すること。

(6) 地域における Society5.0 の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組を一層普及・拡大できるよう、情報通信基盤の早期整備を行うための財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

- (7) 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。

また、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を継続・拡充すること。

[2] 社会保障に係る必要財源の安定的確保

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を安定的に確保すること。

[3] 少子化対策の推進

- (1) 国は、少子化社会対策大綱に基づき、若者の雇用・経済基盤を改善するとともに、働き方改革の実現と、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行うなど、総合的な少子化対策を早急に講じること。

- (2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

- (3) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

- (4) 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

[4] 介護サービスの基盤確保

「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域や離島等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

3. 町村自治の確立に関すること

- (1) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

- (2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、可能な限り地方からの提案を実現すること。
- (3) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (4) 現行の広域行政の仕組みについて十分に検証すること。  
なお、広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (5) 新たな圏域行政は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退に追い込む危険性をはらみ、また町村の自治権を弱体化させるものであることから、推進しないこと。
- (6) 道州制は導入しないこと。

#### 4. 地方税財政に関すること

- (1) 地方交付税等の一般財源総額確保  
町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。  
なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- (2) ゴルフ場利用税の断固堅持  
ゴルフ場利用税（交付金）は、市町村において極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を断固堅持すること。（情勢を見て、削除又は修正等あり。）
- (3) 固定資産税の現行制度の断固堅持  
固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

#### 5. 地域医療、介護保険制度及び国民健康保険に関すること

- (1) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではない一層の重要性を増すことから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないこと。

- (2) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。
- (3) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。  
また、評価指標による保険者の取組の「見える化」に当たっては、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないように配慮すること。
- (4) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、適切な財政措置を講じること。
- (5) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料(税)の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
- (6) 国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。
- (7) オンライン資格確認や保健医療データプラットフォームなど、データヘルスの推進に向けた新たな仕組みの導入に当たっては、システムの構築・運用・更改に係る経費について、国の責任において財政措置を講じること。

## 6. 教育施策等の推進に関すること

- (1) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。
- (2) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、小・中学校における校内ネットワーク環境、1人1台端末等のICT環境整備(GIGAスクール構想)の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。  
また、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

- (3) 公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

## 7. 農林水産業に関すること

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮等の地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。  
また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、田園回帰の促進をはじめ、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。
- (2) 日米貿易協定・TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。
- (3) 都市・農村共生社会の実現を図るため、都市住民との連携や地域コミュニティの再生、子ども滞在型農山漁村体験教育の推進等に対する総合的な対策を拡充すること。  
また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律（案）」を早期に成立させること。
- (4) 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。
- (5) 鳥獣被害対策について、野生鳥獣による農作物等の被害が、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (6) 国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。
- (7) 森林・林業基本計画の見直しについて、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、実効性のある計画を策定すること。
- (8) 水産物の安定供給及び水産業の持続的な発展を実現するため、水産基本計画及び水産政策の改革に基づき、各施策を着実に実施すること。
- (9) 農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

## 8. 合区の早期解消に関すること

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

## 9. 国土政策に関すること

### (1) 社会資本の整備等の推進

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

### (2) 地域交通の確保

中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域をはじめ、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠なものであることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

また、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援すること。

### (3) 所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地は、今後一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組みや放棄された土地の管理責任の所在等について制度を構築し、その解消を促進すること。

また、土地は国家の主権に直接関わるものであることから、土地所有権の放棄が認められた場合の帰属先は国とすること。

## 10. 水力交付金の拡充・恒久化に関すること

令和2年度が交付期限となっている水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とするとともに、交付単価を平成22年度水準以上に引き上げること。

## 11. 新たな過疎対策法の制定

これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が引き続き図られるよう、過疎地域が果たしている役割を評価して新しい理念を確立し、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。